

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	無症状病原体保有者	疑似症患者	の死亡体者	の死亡疑い体者	届出種別	定点種別	の調査期間単位	届出の時期
一類感染症	1 エボラ出血熱	○	○	○	○	○	全数	-	随時	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	○	○				
	3 痘そう	○	○	○	○	○				
	4 南米出血熱	○	○	○	○	○				
	5 ペスト	○	○	○	○	○				
	6 マールブルグ病	○	○	○	○	○				
	7 ラッサ熱	○	○	○	○	○				
二類感染症	8 急性灰白髄炎	○	○	-	○	○	全数	-	随時	直ちに
	9 結核	○	○	○	○	○				
	10 ジフテリア	○	○	-	○	○				
	11 重症急性呼吸器症候群 ※1	○	○	○	○	○				
	12 中東呼吸器症候群 ※2	○	○	○	○	○				
	13 鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○	○	○				
14 鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○	○	○					
三類感染症	15 コレラ	○	○	-	○	○	全数	-	随時	直ちに
	16 細菌性赤痢	○	○	-	○	○				
	17 腸管出血性大腸菌感染症	○	○	-	○	○				
	18 腸チフス	○	○	-	○	○				
	19 パラチフス	○	○	-	○	○				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保無 症状 有 病原体 原体	疑 似 症 患 者	の死 亡 死 亡 体 者	の死 亡 死 疑 い 体 者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 単 位	届 出 の 時 期
四 類 感 染 症	20 E型肝炎	○	○	—	○	○	全 数	—	随 時	直 ち に
	21 ウエストナイル熱 ※3	○	○	—	○	○				
	22 A型肝炎	○	○	—	○	○				
	23 エキノコックス症	○	○	—	○	○				
	24 エムボックス	○	○	—	○	○				
	25 黄熱	○	○	—	○	○				
	26 オウム病	○	○	—	○	○				
	27 オムスク出血熱	○	○	—	○	○				
	28 回帰熱	○	○	—	○	○				
	29 キャサヌル森林病	○	○	—	○	○				
	30 Q熱	○	○	—	○	○				
	31 狂犬病	○	○	—	○	○				
	32 コクシジオイデス症	○	○	—	○	○				
	33 ジカウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	34 重症熱性血小板減少症候群 ※4	○	○	—	○	○				
	35 腎症候性出血熱	○	○	—	○	○				
	36 西部ウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	37 ダニ媒介脳炎	○	○	—	○	○				
	38 炭疽	○	○	—	○	○				
	39 チクングニア熱	○	○	—	○	○				
	40 つつが虫病	○	○	—	○	○				
	41 デング熱	○	○	—	○	○				
	42 東部ウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	43 鳥インフルエンザ（H5N1，H7N9を除く。）	○	○	—	○	○				
	44 ニパウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	45 日本紅斑熱	○	○	—	○	○				
	46 日本脳炎	○	○	—	○	○				
	47 ハンタウイルス肺症候群	○	○	—	○	○				
	48 Bウイルス病	○	○	—	○	○				
	49 鼻疽	○	○	—	○	○				
	50 ブルセラ症	○	○	—	○	○				
	51 ベネズエラウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	52 ヘンドラウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	53 発しんチフス	○	○	—	○	○				
54 ボツリヌス症	○	○	—	○	○					
55 マラリア	○	○	—	○	○					
56 野兔病	○	○	—	○	○					
57 ライム病	○	○	—	○	○					
58 リッサウイルス感染症	○	○	—	○	○					
59 リフトバレー熱	○	○	—	○	○					
60 類鼻疽	○	○	—	○	○					
61 レジオネラ症	○	○	—	○	○					
62 レプトスピラ症	○	○	—	○	○					
63 ロッキー山紅斑熱	○	○	—	○	○					

※3 ウエストナイル脳炎を含む。

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	無 症 状 有 病 原 者 体	疑 似 症 患 者	の死 亡 体 者	の死 亡 死 疑 い 体 者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 位	届 出 の 時 期
五類感染症 (全数)	64 アメーバ赤痢	○	-	-	○	-	全数	-	随時	7日以内
	65 ウイルス性肝炎 ※5	○	-	-	○	-				
	66 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	-	-	○	-				
	67 急性弛緩性麻痺 ※6	○	-	-	○	-				
	68 急性脳炎 ※7	○	-	-	○	-				
	69 クリプトスポリジウム症	○	-	-	○	-				
	70 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	-	-	○	-				
	71 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	-	-	○	-				
	72 後天性免疫不全症候群	○	○	-	○	-				
	73 ジアルジア症	○	-	-	○	-				
	74 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	-	-	○	-				
	75 侵襲性髄膜炎菌感染症	○	-	-	○	-				直ちに
	76 侵襲性肺炎球菌感染症	○	-	-	○	-				7日以内
	77 水痘 ※8	○	-	-	○	-				
	78 先天性風しん症候群	○	-	-	○	-				
	79 多剤耐性緑膿菌感染症	○	-	-	○	-				
	80 梅毒	○	○	-	○	-				
	81 播種性クリプトコックス症	○	-	-	○	-				
	82 破傷風	○	-	-	○	-				
83 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-	○	-					
84 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	-	-	○	-					
85 百日咳	○	-	-	○	-					
86 風しん	○	-	-	○	-	直ちに				
87 麻しん	○	-	-	○	-	7日以内				
88 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	-	-	○	-					

※5 E型肝炎及びA型肝炎を除く。

※6 急性灰白髄炎を除く。

※7 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※8 患者が入院を要すると認められるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法				
		患者	保無 有症 状病 原体	疑 似 症 患 者	の死 の死 亡 死 亡 体 者	の死 の死 疑 い 体 者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 単 間 位	届 出 の 時 期	
疑似症	118	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状 その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に 認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これ に準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と 診断することができないと判断したもの。	-	-	-	-	-	定点	疑似症	随時	直ちに
	119	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状 その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に 認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これ に準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と 診断することができないと判断したものであって、当該感 染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生 し、又は発生するおそれがあると判断し、福岡県が指定届 出機関以外の病院又は診療所の医師に感染症法第14条第 8項に基づき届出を求めたもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※9 平成25年10月14日感染症法施行規則改正する省令により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を基幹定点における届出対象疾病とする。なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく行う。

※10 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。

※11 令和2年2月7日から指定感染症に指定された新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、令和3年2月13日以降、新型インフルエンザ等感染症として位置付け、令和5年5月8日以降、5類感染症として位置づける。また、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定するものとし、令和5年9月25日から適用する。

※12 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

※13 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザ(H1N1)2009）として取り扱う。

※14 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。